

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」説明会資料② 持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と 事業実施に当たっての留意事項

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

【要旨】

令和4年度予算額(令和3年度予算額) 37,500千円(一千円)

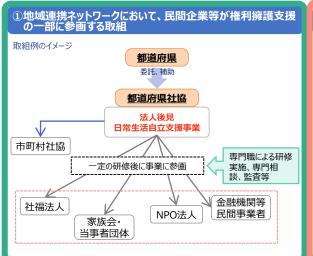
- 第二期基本計画期間(令和4年度~8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全 国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

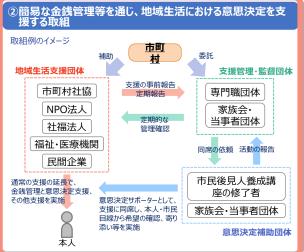
事業内容

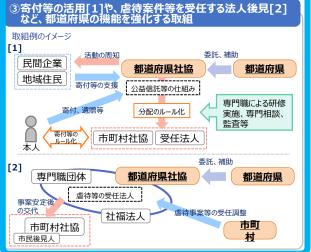
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業 【実施主体:都道府県・市町村(委託可)】
 - 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円

<補助率>3/4







テーマ(1)

テーマ(2)

テーマ(3)

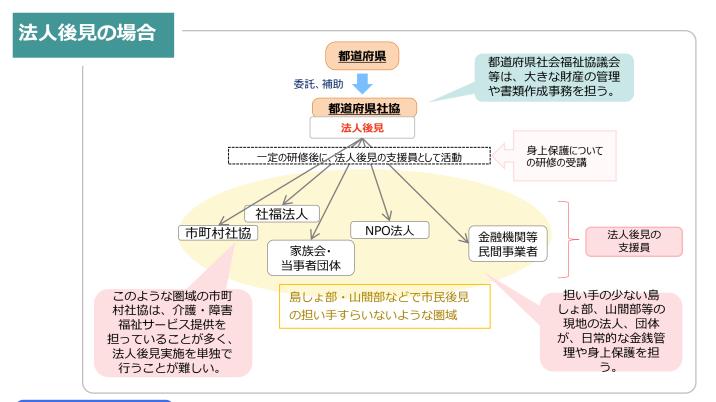
モデル事業全体をとおしたキーワード

持続可能な権利擁護支援体制づくり

関係性の濫用の防止

地域連携ネットワークにおいて 民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

- テーマ①-1は、権利擁護支援の担い手が不足していて、市民後見の担い手すら見つからないような圏域への支援を想定しており、都道府県の取組が期待されるもの。
- この取組によって法人後見に、民間企業等の新たな主体が参画することにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す。

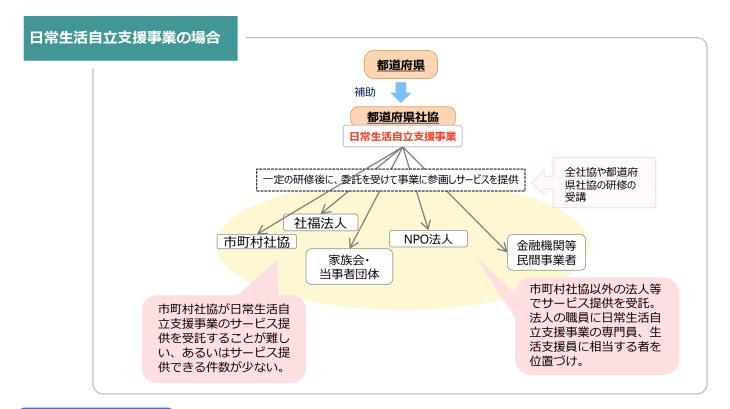


事業実施における 留意事項

○ 持続可能な体制整備のため、新たな担い手として福祉関係事業者以外の事業者の参画を検討すること。

地域連携ネットワークにおいて 民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

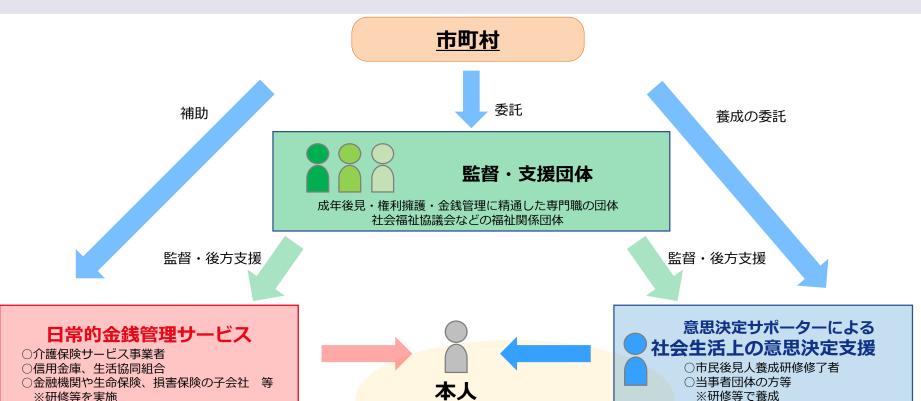
- 〇 テーマ①-2は、市町村社会福祉協議会が日常生活自立支援事業のサービス提供を受託することが難しい圏域、あるいは提供できるサービス件数が少ない圏域への支援として、都道府県の取組が期待される取組。
- この取組によって、待機者が生じているなど地域による同事業の利用者数のばらつきの解消を目指す。



事業実施における 留意事項

○ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業との連携についても検討すること。

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス(簡易な金銭 管理、入院・入所手続支援等)が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



◎預かり金についての限度額等を設定した上で、日常的な金銭管理をサポートする

セットで関わることにより、横領や不正、関係性 の濫用を防止する

地域共生

◎本人を見守り、預金の引き出しに立ち合ったり、重大な契約や入院・入所手続きの際、本人の意思決定を支援したりする。

6

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組 < 事業実施上の留意事項 - 対象者・市町村 - >

事業実施における 留意事項



対象者

- 本人は契約によって、日常的な金銭管理サービスや意思決定サポーターによる支援、管理・団体による支援 を利用する。
- 判断能力が十分な人を対象にする場合は、研究事業で挙げられた以下を対象者とする。その他は国と協議の 上で決定する。
 - ・障害(身体障害も含む)があり、一人では金銭管理が難しい者
 - ・身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい(いわゆる情報弱者)単身世帯
 - ・世帯構成員以外に身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい老々世帯、老障世帯
- 事業の継続性を担保するため、利用料を設定する(応能負担、応益負担など)。

市町村

事業実施における 留意事項

- 日常的金銭管理サービスや意思決定サポーターによる支援についての本人の利用状況(不満や苦情の把握なども含む)のモニタリングの実施頻度や方法について記録すること。
- 定期監査に必要と思われる項目、臨時監査に必要と思われる項目について検討し、結果をまとめること。
- 記録のオンライン化の必要性を検討し、結果をまとめること。

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

く事業実施上の留意事項 - 日常的金銭管理サービス - >

日常的金銭管理サービス

- ○介護保険サービス事業者
- ○信用金庫、生活協同組合
- ○金融機関や生命保険、損害保険の子会社 等 ※研修等を実施
 - ◎預かり金についての限度額等を設定した上で、日常的な金銭管理をサポートする

基本的考え方

- 本人を身近で支える民間事業者が、本人の日常的な金銭管理を支援する サービス。通常業務と併せて金銭管理サービスを提供することで、本人に も当該事業者にも負担が少なくなる。
- 一方で、当該事業者のサービス利用・商品の購入の強要や他の事業者の サービス利用の制限など、本人にとって不利益が生じやすい関係にもなり 得る(本人が「この事業者に不満を言うと生活できなくなる」といった、 遠慮、あきらめを抱くという懸念もある)。
- そのため、関係性の濫用を生じさせないしくみづくりが必要である。

事業実施における 留意事項

- 移行型任意後見契約の一括契約のみによって生活支援サービスを提供している事業者の参入は禁止。さらに死因贈与契約をすることは禁止。
- 本人の生活を支える全てのサービスを同一事業者が提供している場合(例えば施設に入所しているなど)には、事業者 同士のけん制機能が働かないため、日常的金銭管理の際には、意思決定サポーターや監督・支援団体の立会を原則とする。
- 当該事業者が提供しているサービスについての<u>新しい契約(※一定の要件を設定する)</u>をする場合には、監督・支援団 体に事前に相談し、意思決定サポーターの立会の下で行う(意思決定サポーターは、事業者がいない状態での本人の意思 を確認すること)。
- 関係性の濫用を早期に把握するために、本人の不満・苦情を適切に把握することが重要である。不満・苦情の受付につ いては、本人のIADL(手段的日常生活動作)の状態をみて、受付方法を変えること。
 - 例)・自分で発信できる人には、あらかじめ受付先を伝えるとともに、市町村あるいは監督・支援団体が定期的に本 人が不服や苦情を有していないか、電話によるモニタリングを実施する。
 - ・自分で発信が難しい人には、市町村あるいは監督・支援団体が訪問によって上記と同様のモニタリングを実施 する。

公証役場で

の

契約

の

締

結

注意!任意後見契約を締結しているにも関わらず、本人の判断能力が不十分になっても、任意後見監督人選任申立を行わずに、金銭管理の任意代理契約のまま財産管理を行うことにより本人の財産を横領するなどの悪用例が出ています。

判断の低力下

死亡

これら4つの契約は、 別々の法律行為です

任意代理契約

判断能力がしつかりしていても体が動かない場合(入院など)の支払いや金銭管理、難しい法律行為への相談支援の際によく利用する契約です。

任意後見契約

判断能力が衰えた際、 任意後見受任者等 が家庭裁判所へ 『任意後見監督人』 選任の申立」を行うこ とで任意後見人の支 援は始まります。

死後の事務

委任契約

病院への清算や葬儀など、亡くなった際に関連する事務を前もってお願いしておく契約です。

遺言

財産を誰に 残したいか 等の望みを 形にしてお きます。

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組 < 事業実施上の留意事項 – 社会生活上の意思決定支援 – >

意思決定サポーターによる 社会生活上の意思決定支援

- ○市民後見人養成研修修了者○当事者団体の方等※研修等で養成
- ◎本人を見守り、預金の引き出しに立ち合ったり、重大な契約や入院・入所手続きの際、本人の 意思決定を支援したりする。

基本的考え方

- 本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が、日常的な金銭管理 サービスを提供する事業者とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理サー ビスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、 本人が安心して意思の形成、表明をすることができる。
- 本人との間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でだけ関わるのではなく、 日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- 意思決定サポーターの不安や迷いを支える監督・支援団体による後方支援が重要である。

事業実施における 留意事項

- 意思決定サポーターは本人の金銭管理をしてはならない。
- 関係性の濫用を早期に把握するために、本人の不満・苦情を適切に把握することが重要である。不満・苦情の受付については、本人のIADL(手段的日常生活動作)の状態をみて、受付方法を変えること。
 - 例)・自分で発信できる人には、あらかじめ受付先を伝えるとともに、市町村あるいは監督・支援団体が定期的に 本人が不服や苦情を有していないか、電話によるモニタリングを実施する。
 - ・自分で発信が難しい人には、市町村あるいは監督・支援団体が訪問によって上記と同様のモニタリングを実施する。

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

< 事業実施の上の留意事項 – 監督・支援団体 – >



監督・支援団体

成年後見・権利擁護・金銭管理に精通した 専門職の団体 社会福祉協議会などの福祉関係団体

基本的考え方

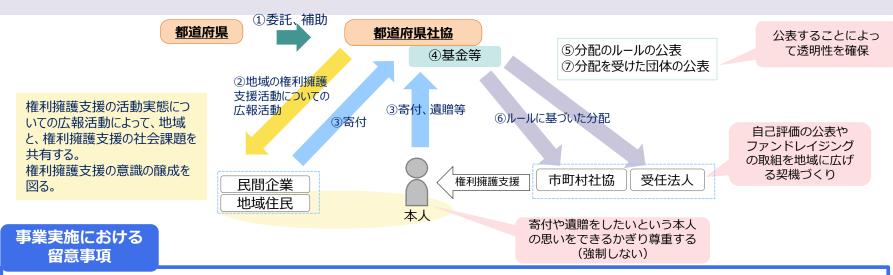
- 日常的金銭管理サービスの事業者や意思決定サポーターから、相談を受けたり定期的な報告を受けて指導したりする役割を担う。
- O 権利侵害や法的課題が生じているのを発見した場合に、専門職が必要な支援について助言・実施したり、成年後見制度につなぐ必要性を市町村へ伝える役割も担う。
- そのため、成年後見制度や権利擁護支援、金銭管理についての専門性を有する専門職が関わっていることが必要である。

事業実施における 留意事項

- 監督・支援については、司法専門職(弁護士、司法書士)が関与することを原則とすること。
- 法定後見につなぐ必要があると判断した事例を記録すること(司法との連携が必要な事例を把握)。
- 法定後見につなぐべき事例の発見が遅れたと感じた場合、どのような支援があれば、適切に発見することができた かを考察すること。
- 本人の状況のモニタリングのあり方を検討し、結果をまとめること。

寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- 権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンドレイジングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組。
- O 地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、取組に参画する ことは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。このような多様な主体の参画を 促進することを目指す。

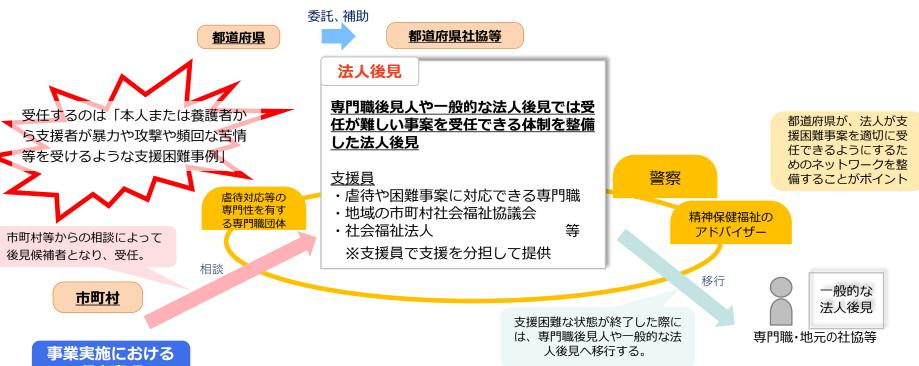


- 地域の権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策を周知するなど、地域住民や企業からの寄付を集めるための広報活動をすること(遺贈だけに頼らない)。
- 本人の権利擁護を支援している団体への寄付等は、団体が直接受けとるのではなく、都道府県社協等による基金からの分配を原則とすること。
- 寄付の分配を受けることができる団体の基準を、予め公表すること(本研究事業の報告書の自己評価項目を活用し てよい)。その際、ファンドレイジングに取り組む団体の分配率を上げること。
- 寄付の分配を受けた団体を公表すること。
- 本人が寄付の意思を示した場合にも、柔軟にその意思変更や中止ができるよう、サポートすること。

テーマ③-2

公的関与による法人後見実施の検討 くスキームの全体イメージ >

- 虐待等の支援困難事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が難しい場合がある。こうした場合でも、尊 厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、都道府県が支援する法人が法人後見を行う取組。
- 法人後見への公的関与のあり方を検討する。



留意事項

- 都道府県は、法人が支援困難事案へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネッ トワークを整備すること。
- 支援困難な状態が終了した際には、専門職や一般的な法人後見へと移行できるよう、移行について検討・協議する しくみを整備すること。
- 虐待対応等への関与は、相談した当該市町村が責任をもって継続すること。